

大和市歩きスマホの防止に関する条例の制定について ご意見をお寄せください

「歩きスマホ」は、画面を注視することで極端に視野が狭まり周囲への注意が散漫になることから、全国各地で信号無視、他の歩行者への通行妨害や車両との衝突などが後を絶たない状況です。

こうした状況を改善するため、「歩きスマホの防止に関する条例」の制定を進めています。このたび、その条例案について、皆さんからの意見を募集します。

【募集期間】

○令和2年3月16日（月）～4月14日（火）（必着）

【関連資料】

○大和市歩きスマホの防止に関する条例の制定について

【提出方法】

○書式は自由です。

○「住所」、「氏名」を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

①持参・郵送

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

大和市役所 道路安全対策課 交通安全・自転車対策係

《ご持参の場合の受付時間》

土日祝日を除く、平日の8:30～12:00、13:00～17:15

②ファックス

046-260-5474

③市ホームページ

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/d-seibi/arukisumahopb.html>

意見公募入力フォームをご利用ください。

※電話や窓口での口頭による意見は、受け付けません。

【寄せられたご意見とそれに対する市の考え方について】

寄せられたご意見の概要と、それに対する市の考え方については、後日市のホームページなどで公表する予定です。

なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、ご了承ください。

『問い合わせ先』

大和市役所 都市施設部 道路安全対策課 交通安全・自転車対策係（本庁舎4階）

電話：046-260-5119（直通）

大和市歩きスマホの防止に関する条例の制定について

1. 背景及び条例制定の基本的な考え方

情報化の進展により、スマートフォンなどのモバイル端末（以下、スマホ等）の急速な普及が進み、人々がメールやウェブページの閲覧、SNSによる交流や地図情報アプリによる道順案内等、リアルタイムで情報を入手する機会が格段に増加しています。

こうした中、道路交通法では、自動車や自転車の運転中にスマホ等の画面操作を行う「ながらスマホ」に関しては違反行為となっているものの、スマホ等の画面を注視しながら歩行する「歩きスマホ」に関しては規制の対象外となっています。

「歩きスマホ」は、画面を注視することで極端に視野が狭まり周囲への注意が散漫になることから、全国各地で信号無視、他の歩行者への通行妨害や車両との衝突などが後を絶たない状況であり、先般、市内2か所で歩行人を調査した結果、歩行者の約12%が「歩きスマホ」を行っていました。

そこで、こうした状況を改善するため、道路等の一般の人が通行する公共の空間で事故を誘発する恐れのある「歩きスマホを防止」する「大和市歩きスマホの防止に関する条例」を制定したいと考えています。

2. 条例(案)の概要

(1) 目的

歩きスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所における歩きスマホの防止について基本的事項を定めることにより、歩きスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって何人もが安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所を確保することを目的とします。

(2) 定義

この条例において、以下の用語の定義を定めます。

- ① 公共の場所 市内の道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる場所は除く）をいう。
- ② 市民等 市内に居住し、在勤し、在学し、又は在活動する者をいう。
- ③ 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- ④ スマホ等 スマートフォン、携帯電話、タブレット端末及びこれらに類するものをいう。
- ⑤ 歩きスマホ スマホ等の画面を注視しながら歩行することをいう。

(3) 市の責務

歩きスマホの防止に係る意識啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進する旨を定めます。

(4) 市民等及び事業者の責務

この条例の目的を達成するために市が実施する歩きスマホの防止に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(5) 歩きスマホの防止

- ① 何人も、公共の場所において歩きスマホを行わないようにしなければならない。
- ② 何人も、公共の場所においてスマホ等の操作を行うときは、他の歩行者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行うようにしなければならない。

(6) 施策

市は、市民等及び事業者と連携し、歩きスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要があると認める施策を実施する旨を定めます。

(7) 財政上の措置

市は、歩きスマホの防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

3. 今後の予定

- ・ 令和 2 年 6 月 令和 2 年第 2 回定例会に条例案を上程
- ・ 令和 2 年 7 月 1 日 条例の公布・施行